

平成28年1月号 (広告)  
 2016年1月発行  
 三宅税理士法人  
 代表社員 三宅 孝治  
 (中国税理士会 倉敷支部会員)  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第104号  
 発行担当者: 山本 翼

## あけましておめでとうございます

旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。  
 皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたことと、お慶び申し上げます。  
 弊社は、平成3年に創業させて頂き、本年11月1日で25年を迎える事ができます。これもひとえに、お客様をはじめ、ご支援くださっている方々のおかげと心より感謝申し上げます。ありがとうございます。私は、日ごろから一つの事を続けてゆくことは、とても大切な事だと考えています。一つの事を続けることで、10年偉大なり、20年畏るべし、30年歴史になる、と言われる。まずは全力で「歴史になる」まで、皆様とともに歩んでゆけたら...と考えています。ただし、同じことの繰り返しではなく、常に新しいことにチャレンジし、必ずお客様のお役に立てるように、精進してまいります。

今年は、マイナンバー制度の導入や、税制面においては、平成29年4月1日からの消費税率アップと軽減税率の導入に向けての動きなど、目が離せない状況であります。その都度、お客様に必要な情報提供を引き続きさせて頂きます。

続いて、経営についてですが、まず、「想う」ことからスタートだと感じています。「必ず、社員を幸せにしたい」そのため「絶対に、利益を 円計上したい」「頑張る、売り上げをいくらにしたい」「新商品を開発したい」・・・など、強く、強く、想うことです。想えば、必ず実現します。想わないことは、何も実現しません。私も、今年は、今まで以上に強く想い、お客様のお役に立ち、弊社の社員を幸せに致します。共に、強く想い、そのことを出来る信じ、そして実行し、良い会社を創りましょう。・・・夢は必ず実現すると、信じて、実行です。ただ、実行するときには、楽しんでやりましょう。毎日が楽しくなります(笑)。

本年が皆様方にとって、より良い年になられますことを、心よりお祈りいたします。

三宅税理士法人  
 代表社員 税理士 三宅孝治

### ～ 従業員からお客様へ～

握力が弱くなったり、身体に痛いところが出てくると、自分の年齢を重く感じますが、歳を重ねることにより、知ることのできる良いこともたくさんあります。今年、歳相応な、ふるまいもでき、また、他の方の意見を素直に伺う柔軟な考え方や、「申」のような機敏な行動ができる若さも持てる一年にしたいと思います。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。  
 三宅佐知子

光陰矢のごとし。年々「時」のスピードの速さを実感しております。今年、申年、猿は、ボスを中心に強固な組織を築いていると聞きます。組織を健全に、切磋琢磨してよりよい事務所としていくことでお客様により満足頂けるサービスをお届けできるように頑張りますので、本年もどうぞよろしく願い致します。  
 岡本清美

今年、申(猿)年、猿には、「見ざる言わざる聞かざる」や「猿も木から落ちる」など、あまり良い印象の言葉が無いのですが、本来申とは、分かりやすくする為に動物の猿をあてており、元々の意味は、作物が育つ様子や果実が成熟して固まって行く状態を表しているとされます。早いもので40代となりました。これも周りの皆様のおかげと感謝しています。頭だけが固いのではなく、しっかりと芯の固さをもった人になれるよう一年を過ごしていきたいと思っております。  
 山本武史

「まだまだ未熟ですのて・・・。」とご挨拶の際にはお伝えしてきました。気が付けば丸10年が目の前まで迫ってきました。若さでカバーしてきた部分もありましたが、もうそれは通用しません。これは、自分自身の為でもあります。今後毎日努力して参ります。  
 高木麻衣

猿年が始まりました。猿年には「赤色」がテーマの商品企画が増えています。また「サル」と「去る」をかけまして、「災難が去る」ということで、活力漲る一年のスタートとなります。大雑把には「人間は猿から進化した」ということですが、個人的には今でも猿とデッドヒートを繰り広げてしまいそうな予感です。猿に笑われないような人間になれるよう、今年も精進致します。  
 田村和輝

今年で30歳を迎えます。昨年まではずっと若さを武器に走ってきたように思います。しかし、30歳という節目を迎えるにあたって、落ち着いた責任のある行動をしていかねばならないと強く感じています。社会人としてはこれから脂ののってくる時ですので、しっかり熟成させ、次の節目を迎える時には立派な人となり身を付けていたいと思います。  
 鳥越俊佑

昨年は体調を崩して、お客様、スタッフに助けられ、その中で得る物も氣付かされる事も多い一年でした。今年、皆様にご恩返しができるよう、仕事に邁進してまいりますので、まだまだ未熟ではございますが、どうぞ宜しくお願い致します。  
 山崎亜紀

昨年は、周りの人に恵まれ、数え切れないほど多くのことを教えていただきました。私の2015年を漢字で表すと、「感謝」です。1文字では表しきれません。今年、申年、猿も木から落ちると言われますが、失敗を恐れずドンドンドンドン木を登って行きたいと思っております。そして少しずつでも周りに恩返し出来るように日々精進してまいります。  
 山本翼

### ( 所得税確定申告のための主な書類 )

今年も個人の所得税の確定申告の時期が近づいてまいりましたが、確定申告に必要な書類のご準備はいかがでしょうか？

- ・生命保険料控除証明書 (一般・介護医療・個人年金)
  - ・地震保険料控除証明書
  - ・国民年金保険料控除証明書
  - ・小規模企業共済掛金振込証明書
  - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
  - ・源泉徴収票 (給与所得、公的年金等) など
- もし無くされた場合などには、お早めに再発行のお手続きをお願い致します。

また、以下に該当することがございましたら、次の資料のご準備をお願い致します。

- ・医療費控除 : 領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類し、領収書には病名をご記入ください。保険金等の補填がある場合には、その金額のわかるものも併せてご準備ください。
- ・雑損控除 : 災害、盗難、横領で住宅や家財などに損害を受けた場合の証明書及び明細書。
- ・寄附金控除 : 寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領書。  
 ふるさと納税について、平成27年1月1日～3月31日の間にされた寄附及び寄附先が6団体目以降の寄附は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができないため、確定申告によって控除を受ける点に、ご注意ください。
- ・生命保険・損害保険の満期 : 保険会社から送られてくる計算明細書。
- ・株式等での売却・配当 : 一般口座・・・株の売買については各取引明細書。配当については配当金支払通知書。特定口座・・・株の売買については特定口座年間取引明細報告書。配当については配当金支払通知書。

### ( 株式等の売買取引をされている方 )

上場株式等の譲渡損のうち、その年の譲渡益から控除しきれない損失金額を、毎年確定申告を行うことによって最大3年間繰り越す事ができ、その後の取引で生じた株式等の譲渡益から繰り越した譲渡損失を控除することが可能です。これは、損失の場合は特に確定申告の義務は無いのですが、確定申告を行って損失を繰り越しておくことで、利益が出た年にその分を控除することができるというものです。

3年間損失を繰り越すためには、3年の間取引が行われていない年でも確定申告を行うことが必要です。70歳以上の方で、医療費の自己負担割合が1割又は2割の方が「株式等譲渡所得」の申告を行った場合、自己負担割合が3割となるケースや、国民健康保険料や後期高齢者保険料がアップするケースがございます。また、扶養親族から外れてしまうケースもございます。そのため、申告の際にはご相談下さい。

### ( 確定申告をすると、税金が還付される方 )

申告義務のない方でも、確定申告をすることで税金が還付される場合があります。以下に該当する場合にはその可能性が高いので、必要書類をご準備いただき、確定申告されることをお勧め致します。なお、所得税の確定申告期間は平成28年2月16日(火)～3月15日(火)ですが、還付申告の場合には2月15日(月)以前でも可能です。

- ・給与所得者で、医療費控除、雑損控除、寄附金控除等を受けられる方
- ・給与所得者で、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方
- ・給与所得者で、その年の途中で退職し、その後再就職されなかった方
- ・給与所得者が年末調整で受けられる控除が漏れていた方
- ・退職所得について20.42%の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が正規の税額より多い方
- ・予定納税をしている方で、確定申告の必要がない方

### ( 所得税の最高税率の引上げ )

平成27年分から新たに課税所得4,000万円超の税率区分が設けられ、所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられました。

平成26年分			平成27年分以降		
課税される所得金額	税率	控除額	課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円	195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円	1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
			4,000万円超	45%	4,796,000円

## < Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision  
 今月の開催日は1月15日(金)です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。また参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月15日(金)	12・1・2月決算法人・個人事業主様	1月8日(金)
2月12日(金)	1・2・3月決算法人・個人事業主様	2月5日(金)
3月17日(木)	2・3・4月決算法人・個人事業主様	3月11日(金)

## < 1月のカレンダー >

12	火	*12月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	金	*経営計画書作成セミナー: Vision
20	水	*源泉所得税(7～12月分)の納付期限 (納期特例届出書提出者)
31	日	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限

31日(日)の提出・納付期限については、日曜日の為、2月1日(月)となります。